

令和8年度徳島県公立小・中学校定年前再任用短時間勤務教職員(教諭等)選考審査等要綱

1 対象者

次の(1)(2)(3)のいずれかの要件を満たす者

- (1) 徳島県公立小中学校の教職員のうち、生年月日が昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの者で、令和8年3月31日付けで退職予定の者。
- (2) 徳島県公立小中学校の教職員であった者（生年月日が昭和39年4月2日から昭和40年4月1日までの者）のうち、60歳に達した日以降に退職した者。
- (3) 令和7年度に徳島県公立小中学校で「定年前再任用短時間勤務」を行っている者。

【※意思確認】

2 再任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日。（R7年度末に61歳の者）

令和8年4月1日～令和11年3月31日。（R7年度末に60歳の者）

※対象者に該当する場合、定年退職日相当日まで継続しての任用となる。

3 再任用する職

従前就いていた職を考慮し、教諭、養護教諭、栄養教諭、又は主任（事務職員、栄養職員）のいずれかの職に任用する。

4 勤務時間

令和8年度の再任用教職員については、次のア～カの勤務とする。なお、配置先及び勤務形態は、県教育委員会が決定する。

ア 週23時間15分（週3日）

イ 週19時間10分（週2.5日）

ウ 週19時間10分（週5日）

エ 週15時間30分（週2日）

オ 週28時間45分（週5日）

カ 週31時間00分（週4日）

※主任（事務職員、栄養職員）の勤務形態は、オ・カのみです。

その他の教職員の勤務形態は、ア・イ・ウ・エのいずれかになります。

5 申込手続

(1) 受付期間

令和7年10月31日(金) から令和7年11月14日(金)まで（教職員課締切）

(2) 提出先

①現在徳島県内の公立小中学校に所属している者は、校長及び市町村教育委員会を經由して、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。

②県立中学校・中等教育学校に所属している者は、校長を通じて、徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当へ提出する。

③上記受付期間に学校現場で勤務していない者については、直接、徳島県教育委員会教職

員課小中学校人事担当へ提出する。

(3) 提出書類

- ① 令和 8 年度徳島県公立小・中学校再任用教職員選考審査申込書（様式第 1 号）
- ② 健康診断書（令和 7 年度中に行った定期健康診断又は人間ドック等の結果の写し）
なお、健康診断等が未実施の場合は、結果が手に入り次第送付すること。
- ③ 令和 8 年度徳島県公立小・中学校定年前再任用短時間勤務教職員希望票
(様式第 2 号)

※令和 7 年度に定年前再任用短時間勤務をしている者は、③のみを提出すること。
それ以外の者は、①②を提出すること。

6 審査日程

令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月）、1 6 日（火）、1 7 日（水）
（出願者に対して後日、連絡する。）

7 審査方法

従前の勤務成績、健康診断、及び面接により総合的に審査する。

8 審査結果及び配置について

審査結果については、1 月下旬に連絡する。また、配置先については、年度末の人事異動内示の際に連絡する。

令和 7 年度に定年前再任用短時間勤務をしている者の配置先についても、年度末の人事異動内示の際に連絡する。配置先については、変更する場合もある。

「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が 1 級から 6 級までの者については、本人の希望により配置先や通勤距離等について配慮する。

9 その他

この選考審査の手続等についての問い合わせ先は、次のとおり。

徳島県教育委員会教職員課小中学校人事担当（電話 088-621-3131）